

# 告示

## 埼玉県告示第千四百三十七号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年十一月一日

埼玉県知事 上田清司

### 一 知事指定薬物

$N$ ―(ニ―フルオロフェニル)―(ニ―メトキシ)― $N$ ―(ニ―フェネチルピペリジン―四―イル)アセトアミド(通称名 *Ocfe nt anil*又は *A―3217*)及びその塩類

### 二 効力発生の日

平成二十八年十一月二日